

自動車リサイクル法の対象となる自動車の範囲について

．法の対象外となる自動車について

1．自動車リサイクル法における規定

自動車リサイクル法においては、トラック・バスなどの大型車やいわゆる構内車も含め原則全ての自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。）がその対象となるが、産業構造審議会等での検討を踏まえ、

その流通・処理実態が通常の四輪自動車の流通・処理ルート（使用済みとなった際に引取業者が引取ってフロン類回収業者、解体事業者、破砕事業者と引き渡されて処理が行われる）とは異なること（中古輸出の割合が大きいとの観点も含む）

再資源化等の対象であるカーエアコンの冷媒としてのフロン類・指定回収物品（エアバッグ類）が搭載されていない又はシュレッダーダストの発生量が極めて少ないこと

といった理由から、下記の ～ が対象外となっている。

被けん引車

二輪車（側車付きのものを含む）

大型特殊自動車及び小型特殊自動車

なお、二輪車のリサイクルについては、（社）日本自動車工業会を中心とした自主取組みが行われることとなっている。（産構審・中環審自動車リサイクルWG / 専門委員会（平成14年11月）資料参照）

上記のような理由により法の対象外とすべき自動車は上記 ～ に限定されないことから、法律では個別に政令で規定することにより自動車リサイクル法の対象外とすることができるよう措置されているところ。

第二条 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（次に掲げるものを除く。）をいう。

一 被けん引車（道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。以下この項において同じ。）

二 道路運送車両法第三条に規定する小型自動車及び軽自動車（被けん引車を除く。）であって、二輪のもの（側車付きのものを含む。）

三 道路運送車両法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車（被けん引車を除く。）

四 前三号に掲げるもののほか政令で定める自動車

2 （略）

2．政令において対象外とする自動車及びその理由（具体的な考え方）

農業機械又は林業機械に該当する自動車

農業機械又は林業機械に該当する自動車は、用途や構造が特殊であるため、使用済みとなった際の処理は特殊な専門処理業者によって行われており、通常の四輪自動車の処理ルートとは異なる。また、エアバッグ類は未装着であることが通常であり、車体の素材の大部分が金属であるためシュレッダーダストはほとんど発生しない。

カタピラ及びそりを有する自動車

カタピラ及びそりを有する自動車（いわゆるスノーモービル）は、その構造が複雑ではないため、使用済みとなった際には販売店において引き取られて使用可能な部品の回収が行われ、解体業者・破砕業者を経由せず金属製部品は電炉等の鉄回収業者へ引き渡されて再資源化されるのが通常であり、通常の四輪自動車とは処理ルートが異なる。また、カーエアコン・エアバッグ類ともに未装着であることが通常。

競走用自動車（公道を走行するものを除く。）

カーレース用の自動車のうち、カーレースのために製造等され公道を走行しないもの（フォーミュラカーを想定。市販車をベースとするものは除かれる。）は、製造業者等によって解体・再資源化等の処理が行われるのが通常であり、通常の四輪自動車の処理ルートとは異なる。また、カーエアコン・エアバッグ類ともに未装着であることが通常。

自衛隊の使用する装甲車両

自衛隊の使用する自動車のうち、装甲を有する自動車は、使用済みとなった際には装甲鋼板が厚く材質が特殊であるため通常の方法では処理が行えないこと及び装甲鋼板の性能が明らかになることを避ける必要があることから、引取業者等を経由せず直接製造業者が引き取って溶解処分を行っており、通常の処理ルートと異なる。また、装甲車両にはエアバッグ類は未装着であり、車体の素材の大部分が金属であるためシュレッダーダストはほとんど発生しない。

自動車製造業者等が自動車に係る試験又は研究の用途に供するために製造等をした自動車（公道を走行するものを除く。）

自動車製造業者等が自動車の試験・研究のために製造等を行った自動車のうち、構内（製造業者等の試験施設等の公道でない場所）で試験・研究を行うものは、各自動車製造業者等の開発・研究情報の防衛及び非公開の素材・部品の解体等の処理を行う際の安全確保の観点から、自動車製造業者等によって解体・再資源化等の処理が行われており、通常の四輪自動車の処理ルートとは異なる。

なお、公道を走行する自動車に関しては、本法の対象とする。（試験・研究を行うものであっても、市販の自動車を用いたものや市販を前提としての最終試験といった位置づけのものについては、使用済みとなった場合には通常の処理ルートに乗せることとする。）

特殊の用途に使用する自動車として主務大臣が指定するもの

例えば、産業機械等の中には、特殊な作業を行うために製造された自動車として概念されるものも存在するところ（ホイール式高所作業車、無人搬送車を想定）。これらが使用済みとなった際は特殊な専門処理業者によって処理が行われており、通常の四輪自動車の処理ルートとは異なる。また、エアバッグ類は未装着であり、車体の素材の大部分が金属であるためシュレッダーダストはほとんど発生しない。

これらのものは種類も多岐に渡るものであり政令において一般的に概念化して規定することが困難であるため、自動車の実態を踏まえて自動車リサイクル法の対象から除外されるよう主務大臣が個別に指定することとする。

自動車リサイクル法における架装物の位置付けについて

1. 自動車リサイクル法における規定

新たな自動車リサイクルシステムにおける自動車の架装物の位置付けについては、産業構造審議会自動車リサイクルワーキンググループ第二次報告書（平成 13 年 9

月)において以下のような整理がなされている。

“ 四輪商用車キャブ付シャシ部分については四輪乗用車とほぼ同様の流通、処理実態にあり、同様のリサイクルシステムの対象とすることが適当である。架台等分離可能な架装物については、乗替えにより数世代使用されるもの、キャブ付きシャシ部分とは解体時期が異なるもの、自動車架装物以外の用途に使われるもの等があり、製造者の特定が困難な場合がある点を考慮し、新たな自動車リサイクルシステムの対象とせず、現状の取組の高度化等による対応を検討する。”

自動車リサイクル法においては、こうした考え方の下、保冷貨物自動車の冷蔵用の装置など、自動車が使用済みとなった際に、自動車の本体（キャブ付きシャシ等）から取り外して別途再使用することが多い装置について政令で具体的に定め、当該装置を使用済自動車の対象外としているところ。（この結果引取業者への引渡し義務がなく、リサイクル料金の対象ともならない。）

- 1 当該装置が自動車本体と一緒に使用済みとなる場合には、当該装置については引取業者が任意で自動車所有者から引き取るものと整理される。
- 2 商用車架装物のリサイクルについては、（社）日本自動車工業会及び（社）日本自動車車体工業会が共同して自主取組みが行われることとなっている。（産構審・中環審自動車リサイクルWG / 専門委員会（平成14年11月）資料参照）

第二条（略）

- 2 この法律において「使用済自動車」とは、自動車のうち、その使用（倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用を含む。以下同じ。）を終了したもの（保冷貨物自動車の冷蔵用の装置その他の自動車の使用を終了したときに取り外して再度使用する装置であって政令で定めるものを有する自動車にあっては、その使用を終了し、かつ、当該装置を取り外したもの）をいう。

2. 政令において、使用済自動車の対象外となる装置とその理由（具体的な考え方）

保冷貨物自動車の冷蔵用の装置その他のバン型の積載装置

例) ドライバン車、冷蔵車、冷凍車の架装物

コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置

例) コンクリートミキサー車、タンクローリ車の架装物

土砂等を運搬する自動車の荷台その他の囲いを有する積載装置

例) ダンプトラック、平ボディ型のトラックの架装物

トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に当該自動車と一体として装備される特別な装置

例) 車載クレーン車、トラック架装式高所作業車、建設機械であって大型・小型特殊自動車でないものの架装物

対象外とする理由

-) これらの装置は自動車の本体部分（キャブ付きシャシ等）の車齢に比して耐用年数が長く設計されており、ほとんどの場合長期間使用可能であるため、自動車の本体部分が使用済みとなっても、装置のみは再度使用されることが多い。（輸出を含む。）

-) 使用済みとなった際に、取り外して自動車用以外の用途に転用が可能。
 - 使用例： について：倉庫、保存庫、事務所
 - について：パレット